

令和2年4月7日

事業主 各位

(写) 理事・監事・議員 各位

事務担当者 各位

令和2年4月8日以降の大沢健保組合の業務体制について

大沢健康保険組合

理事長 俵田 智之



平素より組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本日夕刻、政府から東京都など7都道府県に緊急事態宣言の発令が予定されております。

組合はその業務の性格上（個人情報の取扱い等）から在宅勤務は不可能でありますため、3月初旬から「時差出勤」の対応をとり、感染予防に注意しながら業務に支障をきたさない措置をとってまいりました。

今回の緊急事態宣言発令に伴い、厚生労働省の組合業務指導要綱に基づき、4月8日から緊急事態宣言の期間、当組合の業務体制を次の通りとさせていただきます。ご連絡申し上げます。

- ・時差出勤を継続する
- ・2交代のシフト勤務体制で業務に当たる
- ・勤務時間は9：00～16：30とする

加入事業所の皆様には多大なご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、業務遂行に極力支障が生じないように努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上